

# 議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

平成 2 8 年 4 月 2 7 日 (水)

杉 並 区 議 会

## 目 次

席次について .....	3
議会運営委員会理事会の会議記録について .....	3
臨時会の招集請求について .....	3
特別委員会について .....	4
議会運営委員会委員の割当てについて .....	4
各種審議会委員等候補者の推薦について .....	5
平成28年第2回定例会の日程について .....	5
タブレット端末導入に関する検討について .....	5
議員報酬の減額規定に関する検討について .....	6
特別区議会議長会の要望事項について.....	6

議会運営委員会理事会記録

日 時	平成28年4月27日(水)		午前9時59分～午前10時12分	
場 所	第1委員会室			
出席理事 (7名)	理事 井口 かづ子	理事 脇坂 たつや	理事 渡辺 富士雄	理事 増田 裕一
	理事 原田 あきら	理事 佐々木 浩	理事 そね 文子	
欠席理事				
理事以外の 出席議員	議長 はなし 俊郎	副議長 横山 えみ		
出席理事者				
事務局職員	事務局長 北風 進	事務局次長 事務取扱区議 会事務局参事	植田 敏郎	
	議事係長 蓑輪 悦男	庶務係長	本島 健治	
	調査係長 福羅 克巳	議会法務長	井伊 慶子	
	担当書記 太刀川 修			



(午前 9時59分 開会)

**井口理事** これより議会運営委員会理事会を開会する。

《席次について》

**井口理事** まずは席次についてだが、この間会派の異動があったので、慣例によって席次の変更を行いたいと思うが、ただいま皆様お座りの席でよろしいか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

**井口理事** 席次について、事務局次長から一言説明がある。

**議会事務局次長** ただいまの席次の件に関しては、前回の理事会で席次の変更を行うところであった。事務局が失念してしまい、おわび申し上げる。

**井口理事** 私も初めてなのでうっかりしており、申しわけなかった。

《議会運営委員会理事会の会議記録について》

**井口理事** 次に、議会運営委員会理事会の会議記録だが、2月17日から3月15日までの3回分について、メールでお送りしているが、この内容で承認いただけるか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

**井口理事** それでは、これで承認いただけたので、本日から公開扱いとする。

《臨時会の招集請求について》

**井口理事** 続いて、臨時会の招集請求について、事務局から説明をお願いする。

**議会事務局次長** お手元資料1をごらんいただきたい。議長から議運委員長宛てに、臨時会招集請求について諮問文の案である。地方自治法第101条第2項には、「議長は、議会運営委員会の議決を経て、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができる。」と規定されている。議会の代表者たる議長が議会運営委員会の議決を経て臨時会の招集を求める権限を付与されているものと解され、今回はこの規定に基づいて区長に招集を請求するものである。

また、同文中の諮問については、議会運営委員会について規定している地方自治法第109条第3項において、同委員会の調査事項として「議長の諮問に関する事項」が記されている。

諮問文については、会議に付議すべき事件を、資料1に記載の3点としている。臨時会招集日を5月17日と請求するものである。

なお、この内容で問題がなければ、この諮問文で議長から議会運営委員会に諮問する

ことと考えている。

**井口理事** ただいまの説明について、何かあるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**井口理事** それでは、諮問文の内容についてはこれでよろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**井口理事** それでは、そのようにする。この後の議会運営委員会において、議長からの諮問事項を協議することとする。

#### 《特別委員会について》

**井口理事** 続いて、特別委員会について、事務局から説明をお願いします。

**議会事務局次長** 資料2をごらんいただきたい。特別委員会について、前回の理事会で、現在の4つの委員会をそのまま残すことで各会派合意しているところである。

また、道路交通対策特別委員会については、調査事項に「鉄道連続立体交差」を加えるとの意見を踏まえ、資料2のとおり調査事項に加え、案を作成したものである。確認のほどをお願いします。

**井口理事** ただいまの説明について、何かあるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**井口理事** それでは、道路交通対策特別委員会の調査事項に「鉄道連続立体交差」を加えることでよろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**井口理事** それでは、そのようにする。

#### 《議会運営委員会委員の割当てについて》

**井口理事** 続いて議会運営委員会委員の割当てについて、事務局から説明をお願いします。

**議会事務局次長** 資料3をごらんいただきたい。議会運営委員会の委員は、申し合わせにより、交渉会派の人数按分を会派割当人数としている。資料のとおり、交渉会派から人数按分という方法で選任することよろしいか。

また、理事会の理事については、申し合わせにより、各会派1名と議運委員長としている。

**井口理事** この件は、申し合わせのとおりでよろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**井口理事** それでは、そのようにする。

《各種審議会委員等候補者の推薦について》

**井口理事** 続いて、各種審議会委員等候補者の推薦について、事務局から説明をお願いします。

**議会事務局次長** 資料4をごらんいただきたい。区長から、資料4のとおり、4月18日付で各種審議会委員の推薦依頼があった。昨年同様14審議会、延べ55名の委員等を推薦することとなる。

**井口理事** この件については、今後各委員等を調整していくので、よろしくをお願いします。

《平成28年第2回定例会の日程について》

**井口理事** 続いて、平成28年第2回定例会の日程（案）について、事務局から説明をお願いします。

**議会事務局次長** 資料5をごらんいただきたい。5月30日から6月16日まで、会期は18日間。初日と最終日は午後1時開会予定、2日目から中日は午前10時開会、また1日に1委員会とする日程（案）である。

なお、この日程（案）について、本日議運で承認された後、ホームページ等で周知する予定である。

**井口理事** ただいまの説明について、何かあるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**井口理事** それでは、第2回定例会の日程（案）については、ただいまの説明のとおりでよろしくをお願いします。

《タブレット端末導入に関する検討について》

**井口理事** 続いて、タブレット端末導入に関する検討について、事務局から説明をお願いします。

**議会事務局次長** 資料6をごらんいただきたい。タブレット端末導入に関する検討については、前回の理事会で、議長のもとに検討会を設置することで合意いただき、名称等詳細は議長一任となっていた。資料6のとおり議長に案を作成していただいたので、確認をお願いします。

この内容でよければ、この後、議会運営委員会において提案し、承認いただく運びとなる。

**井口理事** この件については議長一任となっているので、この内容でよろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**井口理事** それでは、この内容で、議会におけるICTの活用検討会を設置するという  
ことで議会運営委員会へ諮りたいと思うが、よろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**井口理事** それでは、そのようにする。

《議員報酬の減額規定に関する検討について》

**井口理事** 続いて、議員報酬の減額規定に関する検討について、事務局から説明をお願い  
する。

**議会事務局次長** 資料7をごらんいただきたい。議員報酬の減額規定については、前回の  
理事会で、議長のもとに研究会を設置することで合意をいただき、名称等詳細は議長一  
任となっていた。資料7のとおり議長に案を作成していただいたので、確認をお願いす  
る。

この内容でよければ、この後、議会運営委員会において提案し、承認いただく運びと  
なる。

**井口理事** この件については議長一任となっているので、この内容でよろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**井口理事** それでは、この内容で議員報酬の諸課題に関する研究会を設置するとい  
うことで議会運営委員会へ諮りたいと思うが、よろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**井口理事** それでは、そのようにする。

《特別区議会議長会の要望事項について》

**井口理事** 続いて、特別区議会議長会の要望事項について、事務局から説明をお願いする。

**議会事務局次長** 資料8をごらんいただきたい。4月18日の議長会で、今年度の議長会要  
望についての通知があった。締め切りは6月20日だが、2定中に各会派の意見を調整し  
ていただきたい。そのため、要望がある場合は5月13日金曜日までに事務局に提出いた  
だき、その後、5月19日木曜日に予定している理事会で協議していただき、そこで調整  
がつかない場合は、2定中に何度か理事会を開催したいと考えている。

資料に記載のとおり、各区議会で提案時に精査する、特に留意すべき点として記載さ  
れている。資料8、1ページ、2番、「回答方法」の部分、また2ページの上から2行  
目、「要望事項の選択基準」の部分、また6ページにある平成28年3月議長会総会決定

である、「次年度以降の要望活動の考え方について」、特に7ページの上(2)、内容の「正確性・適格性の確保」などを十分参考して要望をまとめ上げていただきたい。

なお、特に留意すべき点として、1、事実関係はもとより一定の結論が出ている要望ではないこと。2、要望基準に当てはまっているかどうか確認する。例えば23区に共通する大都市特有の行政課題のうち、緊急かつ重要な事項を要望するなどがある。3、特定の区に関する事、また特別区の自主的財政運営に委ねられている事項は除くなど、以上の点を踏まえた上で提案をいただきたい。

また、国、東京都、全国市議会議長会それぞれへ複数提出する場合は、順位もつけていただく必要がある。

そして、各区からの要望を取り上げるかどうか議長会で判断する基準として、優先順位1位のものを基本としている。2位以下のものは、1位と同趣旨のものがあれば統合し、また、2位以下でも複数区から提案されているものは、選択に当たり考慮するとなっている。

**井口理事** ただいまの説明について何かあるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**井口理事** それでは、ただいまの説明のとおり、各会派からの要望は5月13日金曜日午後5時までに事務局へ提出いただきたい。提出された要望については、5月19日木曜日の議会運営委員会理事会で内容の調整を行うこととする。

本日の日程は以上だが、他に何かあるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**井口理事** なければ、本日の議会運営委員会理事会を閉会する。

(午前10時12分 閉会)